

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分事由別分限処分者数 (令和元年度)

(単位：人)

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合 (法第 28 条第 1 項第 1 号)				
心身の故障の場合 (法第 28 条第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号)			287	287
職に必要な適格性を欠く場合 (法第 28 条第 1 項第 3 号)				
職制等の改廃により過員等を生じた場合 (法第 28 条第 1 項第 4 号)				
刑事事件に関し起訴された場合 (法第 28 条第 2 項第 2 号)				
合 計			287	287
法第 28 条第 4 項により失職した者				

(注) 1 法とは地方公務員法をいいます。以下同じです。

2 県費負担教職員を含みます。以下同じです。

3 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たしえない場合に、公務能率の維持向上のため行う処分です。

4 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

(2) 処分事由別懲戒処分者数 (令和元年度)

(単位：人)

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	3	3	6
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第 29 条第 1 項第 2 号)	3	4	1	1	9
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	2	1	3	6
合 計	3	6	5	7	21